

長岡京市産木材の利用促進に関する

基本方針



令和 5 年 7 月

長 岡 京 市

目 次

はじめに

第1 方針策定の趣旨

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- 1 建築物等における木材の利用の促進の意義
- 2 建築物等における木材の利用の促進の基本的方向

第3 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 木材利用促進を図る公共建築物
 - (1)対象
 - (2)木造化を促進する範囲
- 2 公共土木
- 3 その他
- 4 市内産木材の利用の促進の啓発
- 5 本方針で利用を促進する市内産木材

第4 長岡京市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

- 1 公共建築物の木造化・内装木質化
- 2 公共土木
- 3 その他

第5 建築一般(民間)での木材利用の拡大

第6 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

はじめに

本市は、京都府の南部、京都盆地の南西部に位置し、西部は西山山地を境に大阪府に接し、西山一帯は近郊緑地保全区域に指定され景観が保たれています。

本市の総面積は 1,917ha であり、森林面積は 786ha で、総面積の 41% を占めています。そのほとんどが民有林で、そのうちヒノキを主体とした人工林の面積は 123ha(人工林率 16%)ですが、市南部の浄土谷地域では、人工林率が 40% と高く、かつては良質なヒノキを京阪神に供給していました。

また、広葉樹など天然林の面積は 491ha であり、昭和 20、30 年代は薪炭林としての利用が盛んで、薪等を市内及び京阪神に供給していました。

さらに、西山(森林)は、農業や産業に必要な水源のかん養、洪水や土砂災害から市民生活を守る防災的な機能などとともに、市民の憩いの場として市民の関心が非常に高い状況にあるにも関わらず、材価の低迷や担い手不足、戦後の化石燃料へのエネルギー転換などにより森林管理が十分に行われてきませんでした。

そこで、本市では平成 17 年度に森林所有者・企業・NPO・大学・行政などの森林に関わりのあるものが集まり、「西山森林整備推進協議会」を立ち上げ、西山の森林整備や普及啓発活動を進めてきました。この結果、森林整備では間伐対象林分で 1 回目の間伐がほぼ完了し、2 回目に入っているところです。この 2 回目の間伐では利用間伐を行い、公共建築物等で長岡京市内産木材*1(以下「市内産木材」)の利用を積極的に行うとともに、薪ストーブ等の利用増加に伴い、長岡京市森林組合において市内産木材の薪の販売が始まっています。

今後も「西山森林整備推進協議会」と連携し、公共建築物等における木造化・木質化に市内産木材を積極的に利用するとともに、民間施設での市内産木材利用への PR 活動を実施し、長岡京市内の森林整備の推進、二酸化炭素の削減に努め、脱炭素社会の実現を目指します。

このため、平成 23 年に策定した「公共建築物等における長岡京市産材の利用促進に関する基本方針」を改正し、「長岡京市産木材の利用促進に関する基本方針(以下「本方針」という。)」を策定するものです。

*1 長岡京市産木材(市内産木材)とは、長岡京市内の森林において法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材をいう。

○木材利用の公益的意義

森林の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を放出することにより、炭素を貯蔵します。利用間伐等を積極的に実施することにより、炭素を貯蔵する木材利用の拡大を図りつつ、成長の旺盛な若い森林を確実に整備していくことが必要です。

【森林資源の循環のイメージ図】



(出展：林野庁「令和3年度森林・林業白書」より)



間伐が必要な森林



間伐が実施された森林

(木材利用促進が健全な森林整備と森林の二酸化炭素吸収量を増加させる効果を発揮)

第1 方針策定の趣旨

本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第12条第1項の規定により、長岡京市内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、長岡京市が整備する公共建築物等*2における木材の利用の目標、建築用木材(法第2条第4項に規定する建築用木材をいう。)の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものです。

また、本方針は京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例(令和4年京都府条例第16号。以下「条例」という。)、京都府産木材の利用の促進に関する基本方針(令和5年3月策定。)及び西山森林整備構想(平成18年2月策定、平成27年4月改定。)に即して策定します。

*2 公共建築物等とは、法第2条第2項各号、法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に定めるものをいう。

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における木材の利用の促進の意義

長岡京市では、里山林の利活用が地域住民の生活の一部として営まれてきたことにより、西山(森林)が維持されてきました。その後、昭和30年代の燃料革命による薪炭林の衰退や昭和40年代の木材輸入の完全自由化に端を発する国産木材の価格低迷により、林業収入の悪化や林業労働者の減少など社会環境が大きく変化した結果、森林の放置や荒廃が進行することになりました。

しかし、木材は炭素を貯蔵することができること、製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、再生可能な「カーボンニュートラル」の特性を持っていることなどから「脱炭素社会の実現に貢献する素材」です。

加えて、木材は断熱性・調湿性に優れ、人をリラックスさせる効果があることから学校、医療及び福祉施設で、心理面等の効果が期待できる素材です。

また、市内産木材の利用効果について、西山森林整備推進協議会と山城eco木材供給協議会が行った「長岡京市における森林整備から木材利用に係る環境貢献等調査」によると、市内産木材の利用と一般流通国産木材の利用を比較した場合、市内産木材を利用した場合「温室効果ガスが約60%削減」「長岡京市内に及ぼす経済波及効果が2.7倍」に及ぶという結果が出ています。

このような状況から、市内産木材を中心とした木材の利用を促進することにより、適正な森林整備の推進、温室効果ガスの排出抑制、建築物等における炭素の蓄積増大を図り、脱炭素社会の実現を目指していきます。

2 建築物等における木材の利用の促進の基本的方向

(1) 木材の利用の促進に向けた取組み

1 の建築物等における木材の利用の促進の意義、法第 3 条に規定する基本理念及び条例第 3 条に規定する基本理念を踏まえ、長岡京市は建築物等における木材の利用の促進に取り組むものとし、

(2) 森林の適正な整備と木材の供給の体制づくりに向けた取組み

西山森林整備推進協議会、長岡京市森林組合、林業事業者と連携し、合法的(森林法、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律等に従う)で計画的な森林整備を実施するとともに、安定的な市内産木材の供給体制の構築に取り組めます。

さらに、長岡京市内に製材等加工業者がないため、市内産木材の製材等加工可能な業者、団体と連携し、木材利用と木材の搬出を一体的に行うことにより、より効率的な市内産木材の供給及び利用が行えるよう取り組めます。

(3) 公共建築物等における木材利用促進の効果

公共建築物は、多くの市民が利用する施設であり、木と触れ合い木の良さを実感する機会を広く提供することが可能です。

長岡京市が率先して、公共施設の木造化や木質化、備品や消耗品としての木材利用を進めることで、木材利用の拡大という直接的な効果はもとより、木材の良さを多くの市民にPRすることで、一般建築物への木材の利用の促進や木製品による消耗品等の利用促進、薪ストーブなどのエネルギー源としての木材利用の拡大といった波及効果も期待できます。

(注) この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改修又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材に利用することをいう。

第3 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用の促進を図る公共建築物

(1) 対象

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 2 項各号、法施行令第 1 条各号に定めるものとし、長岡京市の庁舎のほか、市立の教育施設、文化施設、スポーツ施設、福祉施設、医療施設などの市民が利用する機会が多い公共建築物や市営住宅を対象にします。

(2) 木造化を促進する範囲

公共の建築物の整備においては、以下に掲げる法令等により木造化が困難な①から③の場合を除き、可能な限り「木造化」を目指します。

- ① 防火地域及び準防火地域において、建築基準法等の規定により木造化が困難な場合。
- ② 建築物に求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、構造計画やコスト面での木造化が困難な場合。
- ③ 災害時の活動拠点等を有する災害緊急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵または使用する施設等、文化財の収蔵・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない、または、困難な場合。

2 公共土木

長岡京市が実施する土木工事または公共建築物、公園などの外構工事における各種資材及び仮設資材を対象とします。

3 その他

市有施設における机、椅子、書架などの調度品や、文具などの消耗品の導入及び木質バイオマスの利用を対象とします。

4 市内産木材の利用の促進の啓発

市内産木材の利用等については、これまで西山森林整備推進協議会と連携して、関係者との協議や普及啓発活動を行ってきました。今後も同協議会と連携し、木材利用、特に市内産木材の利用促進について普及啓発活動を実施していきます。

5 本方針で利用を促進する市内産木材

建築物等に用いる木材は、原則として市内産木材としますが、市内産木材の使用が困難な場合は、京都府産木材認証(ウッドマイレージ CO2 京都の木認証)^{*3}又は京都府産木材証明(京都の木証明)^{*4}を受けた木材とします。

その中でも、製材工場までの輸送距離が短く、温室効果ガスの排出抑制が期待できる山城地域産木材^{*5}は優先的に使用に努めます。

^{*3} 京都府産木材認証(ウッドマイレージ CO2 京都の木認証)木材とは、京都府産木材認証制度により、京都府産材であることや輸送時に排出される二酸化炭素の削減が証明された木材のことです。

^{*4} 京都府産木材証明(京都の木証明)とは、令和元年度に創設された木材の産地(京都府産)を証明された木材のことです。

*5 山城地域産木材とは、京都市以南の乙訓地域を含む12市町村で搬出された木材のことです。

第4 長岡京市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 公共建築物の木造化・内装木質化

長岡京市が整備する以下の施設は、原則として内装の木質化を積極的に推進するとともに、可能な限り木造化をすすめます。その際、市内産木材を積極的に利用します。

- ① 学校施設
- ② 社会福祉施設
- ③ 医療施設
- ④ 運動施設
- ⑤ 社会教育施設
- ⑥ 文化・観光施設
- ⑦ 住宅施設
- ⑧ 公園施設
- ⑨ 庁舎
- ⑩ その他①～⑨に類する施設

2 公共土木

長岡京市が実施する下記施設の整備については、土木工事または外構工事での各種資材及び仮設資材などで、市内産木材または京都府内産木材の木製品を積極的に使用します。

- ① 道路施設（林道・作業道などを含む）
- ② 公園施設
- ③ 河川施設
- ④ 外構施設
- ⑤ その他①～④に類する施設

3 その他

市有施設における机、椅子、書架などの調度品や、文具などの消耗品の調達について、可能なものは、出来る限り市内産木材を使用した木製品とします。

また、市内産木材で調達が行えない場合、京都府内産木材を使用した木製品が調達できないか十分考慮します。

第5 建築一般（民間）での木材利用の拡大

民間での長岡京市産木材の利用を促進する建築物は、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど、公共性が高いと認められる学校、社会福祉

施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設や市民の触れる機会が多く展示効果が高い店舗等とします。

また、長岡京市は、民間での木材利用の取り組みを拡大するため、関係団体等の協力を得て、民間での建築計画の情報収集や木材利用の働きかけに努めるとともに、西山森林整備推進協議会と連携して市内産木材の供給に関する情報発信に努めます。

第6 建築用木材の適正かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

建築物等に利用する市内産木材の安定的な供給を確保するため、短期的には各年度の市内産木材の利用計画をもとに林業事業者・木材生産事業者と協議し、利用間伐等の実施個所を決定します。

長期的には人工林率の比較的高い地域で 10 年間の利用間伐等を計画し、市内産木材の安定的かつ効率的な供給を行います。

さらに、市内で西山森林整備構想に基づき、森林保全活動(利用間伐等)を実施している企業等とも連携し、市内産木材の供給を確保していきます。